

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人筑紫女学園と称する。

(事務所の所在地)

第2条 この法人は、事務所を福岡県太宰府市石坂2丁目12番1号に置く。

第2章 目的及び設置する学校

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、仏教特に浄土真宗の精神に基づく教育を施して、淑良なる女子を育成することを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

一 筑紫女学園大学

大学院 人間科学研究科

文学部 日本語・日本文学科、英語学科、アジア文化学科

人間科学部 人間科学科

現代社会学部 現代社会学科

二 筑紫女学園高等学校 全日制課程普通科

三 筑紫女学園中学校

四 筑紫女学園大学附属幼稚園

第3章 役員及び理事会

(役員)

第5条 この法人に、次の役員を置く。

一 理事 14人以上15人以内

二 監事 2人

2 理事のうち1名を理事長とし、原則として浄土真宗本願寺派福岡教区寺院の僧侶で、学園の持続的な発展にリーダーシップを発揮できる理事のうちから、理事総数（現に存在する理事及び任期満了後なおその職務を行う理事の総数をいう。以下同じ。）の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

- 3 理事（理事長を除く。）のうち、1名を常務理事とし、理事総数の過半数の議決により選任する。常務理事の職を解任するときも同様とする。

（理事の選任）

第6条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 筑紫女学園大学学長の職にある者
 - 二 筑紫女学園中学校・高等学校校長の職にある者
 - 三 筑紫女学園法人本部事務局長の職にある者
 - 四 学園創設者である故水月哲英縁故の者で理事長が推薦して評議員会の意見を聞き、理事会において議決されたもの 1人
ただし、第1号から第3号までの該当者のうち、故水月哲英縁故の者が2人ある場合は、本号を適用しない。
 - 五 浄土真宗本願寺派福岡教区寺院の僧侶のうちから、理事長が推薦して評議員会の意見を聞き、理事会において選任した者 2人
 - 六 評議員のうち、理事会において選任した者 5人
 - 七 学識経験者のうちから、評議員会の意見を聞き、理事会において選任した者 3人
 - 八 この法人の設置する学校（筑紫高等女学校を含む。）を卒業した者で年齢25歳以上の者のうちから、理事会において選任した者 1人
- 2 前項第1号から第3号まで及び第6号に規定する理事は、その職又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。
 - 3 理事には、選任の際、現にこの法人の役員又は教職員でない者が1人以上含まれるようにしなければならない。
 - 4 第1項第5号から第8号までに該当する理事については、その選任理由を明らかにし、評議員会に報告するものとする。

（監事の選任）

- 第7条 監事は、この法人の理事、教職員、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。
- 2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

（役員任期）

- 第8条 役員（第6条第1項第1号から第3号までに規定する理事を除く。以下この条において同じ。）の任期は、3年とする。
- 2 役員は、再任されることができる。ただし、第6条第1項第4号に規定する理事を除く役員は、引き続き6年を超えてその任に就くことはできない。
 - 3 補欠により役員となった者は、前任者の残任期間とすることができる。

- 4 役員は、その任期満了後でも、後任者が選任されるまでは、なお、その職務（理事長又は常務理事においてはその職務を含む。）を行う。

（役員の新補充）

第9条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

（役員の新解任及び退任）

第10条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員会の意見を聞いた後、理事総数の4分の3以上出席した理事会において理事総数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。

- 一 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。
- 二 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- 三 職務上の義務に著しく違反したとき。
- 四 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 役員は次の事由によって退任する。

- 一 任期の満了
- 二 辞任
- 三 死亡
- 四 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

（理事長の職務）

第11条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

（常務理事の職務）

第12条 常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する。

（理事の代表権の制限）

第13条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

（理事長職務の代理等）

第14条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

（監事の職務）

第15条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- 一 この法人の業務を監査すること。
- 二 この法人の財産状況を監査すること。

- 三 この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
 - 四 この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
 - 五 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があるときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
 - 六 前号の報告をするために必要があるとき、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
 - 七 この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。
- 2 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。
 - 3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会)

第16条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、理事総数の2分の1以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。
- 7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。
- 9 前条第2項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 10 理事会は、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。ただし、第13項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 11 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

12 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

13 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わるできない。

(業務決定の特例)

第17条 次の各号に掲げる事項については、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。

- 一 不動産の買受けに関する事項又は運用財産中の不動産及び積立金の処分
- 二 収益事業の開始及び廃止に関する事項
- 三 残余財産の処分に関する事項
- 四 その他この法人の業務に関する重要事項

(常任理事会)

第18条 常勤者たる理事をもって、常任理事会を構成する。

2 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、常任理事会に委任する。

3 常任理事会に関する事項については、別に定める。

(業務の決定の委任)

第19条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

第20条 議長は、理事会の開催場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから互選された理事2人以上が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

3 利益相反取引に関する承認の決議においては、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

(責任の免除)

第21条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(責任限定契約)

第22条 理事（理事長、常務理事、業務を執行したその他の理事又はこの法人の教職員でないものに限る。）又は監事（以下この条において非業務執行理事等）という。）が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない時は金10万円以上であらかじめ理事会が定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

第4章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第23条 この法人に評議員会を置く。

- 2 評議員会は、37人以上42人以内の評議員をもって組織する。
- 3 評議員会は、定例会及び臨時会とし、理事長が招集する。
- 4 定例会は、毎年3月及び5月に招集する。
- 5 臨時会は、理事長若しくは理事会が必要と認めたとき招集する。
- 6 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 7 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
- 8 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。
- 9 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。
- 10 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。ただし、第14項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 11 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 12 評議員会の議事は、法令及び寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 13 議長は、評議員として議決に加わることができない。
- 14 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(議事録)

第24条 第20条第1項及び第2項の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合に

において、同条第2項中「理事のうちから互選された理事」とあるのは、「評議員のうちから互選された評議員」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第25条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- 一 予算及び事業計画
- 二 事業に関する中期的な計画
- 三 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- 四 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- 五 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- 六 寄附行為の変更
- 七 合併
- 八 目的たる事業の成功の不能による解散
- 九 収益事業に関する重要事項
- 十 寄附金品の募集に関する事項
- 十一 その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(評議員会の意見具申等)

第26条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員に報告を求めることができる。

(評議員の選任)

第27条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 次の職にある者
 - (一) 筑紫女学園大学副学長
 - (二) 筑紫女学園大学文学部長
 - (三) 筑紫女学園大学人間科学部長
 - (四) 筑紫女学園大学現代社会学部長
 - (五) 筑紫女学園大学附属幼稚園園長
 - (六) 筑紫女学園大学事務長
 - (七) 筑紫女学園高等学校副校長
 - (八) 筑紫女学園中学校副校長
 - (九) 筑紫女学園中学校・高等学校事務長
- 二 この法人の専任教職員のうち、理事会において選任した者 7人
- 三 この法人の設置する学校（筑紫高等女学校を含む。）を卒業した者で、年齢25年以上の

者のうちから、理事会において選任した者 3人以上4人以内

四 学園創設者である故水月哲英縁故の者で理事会において選任したもの 1人

五 浄土真宗本願寺派福岡教区寺院の僧侶のうち、理事会において選任した者 5人以上7人以内

六 学識経験者のうち、理事会において選任した者 3人以上5人以内

七 評議員から選任された理事を除く理事

2 前項第1号に規定する評議員は、その職を退いたときは評議員の職を失うものとする。

3 第1項第2号に規定する評議員は、この法人の専任教職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

(評議員の任期)

第28条 評議員（前条第1項第1号に規定する評議員を除く。以下この条において同じ。）の任期は、3年とする。

2 評議員は、再任されることができる。ただし、第6条第1項第6号の規定により理事に選任された評議員並びに前条第1項第4号及び第7号に規定する評議員を除く評議員は、引き続き6年を超えてその任に就くことはできない。

3 補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

4 評議員は、その任期満了後でも、後任者が選任されるまでは、なお、その職務を行う。

(評議員の解任及び退任)

第29条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員会の意見を聞いた後、理事総数の4分の3以上出席した理事会において理事総数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

二 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 評議員は次の事由によって退任する。

一 任期の満了

二 辞任

三 死亡

四 私立学校法第38条第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

第5章 学長、校長及び教職員

(学長及び校長の委嘱)

第30条 学長及び校長は、理事長が推薦して評議員会の意見を聞き、理事会において理事総数の3分の2以上の理事により承認された者に、理事長が委嘱する。

(教職員の任免)

第31条 教職員の任免は、それぞれ学長、校長、幼稚園長、事務局長の具申に基づいて理事長がこれを行う。

第6章 顧問

(顧問)

第32条 本法人に、顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、本学園に関係ある学識経験者で、理事長が推薦し評議員会の意見を聞き、理事会において承認した者とする。
- 3 顧問は、理事会及び評議員会に出席して、意見を述べることができる。

第7章 資産及び会計

(資産)

第33条 この法人の資産は、この法人設立の当初の水月哲英、水月文英、高橋清作、浄土真宗本願寺派福岡教区両筑会の寄附に係るものその他財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第34条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産又は運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第35条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない事由があるときは、理事会において理事総数の3分の2の議決を得て、その一部に限りこれを処分することができる。

(積立金の保管)

第36条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第37条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料、入学金、入学検定料、施設設備費及び入学当初納入す

る施設費その他の運用財産（不動産及び積立金を除く。）をもって支弁する。

（会計）

第38条 この法人の会計は、文部科学省の定める学校法人会計基準及び本学園経理規定の規定により行う。

（予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画）

第39条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は、5年ごとに理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

（予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄）

第40条 予算をもって定めるものを除くほか、新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても同様とする。

（決算及び実績の報告）

第41条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、これにつき監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

（財産目録等の備付け及び閲覧）

第42条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

（情報の公表）

第43条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- 一 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容
- 二 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容
- 三 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）を作成したとき これらの書類の内容
- 四 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

（役員の報酬）

第44条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（資産総額の変更登記）

第45条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

（会計年度）

第46条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

第8章 解散及び合併

（解散）

第47条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- 一 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決
 - 二 この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決
 - 三 合併
 - 四 破産
 - 五 文部科学大臣の解散命令
- 2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

（残余財産の帰属者）

第48条 この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、その全部を浄土真宗本願寺派関係の学校法人又は解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決により選定した学校法人及び教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人及び国又は地方自治体に帰属する。

(合併)

第49条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第9章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第50条 この法人の寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第10章 補則

(書類及び帳簿の備付)

第51条 この法人は、第42条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に各事務所に備えて置かなければならない。

- 一 役員及び評議員の履歴書
- 二 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
- 三 その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、筑紫女学園大学及び筑紫女学園高等学校の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第53条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

理事長 水月文英
理事 村田讓治
理事 金尾宗平
理事 波多教英
理事 内藤嶺外
理事 井上侃二
監事 富安昌作

附 則

(施行期日)

- 1 この寄附行為は、文部大臣認可の日（昭和60年2月28日）から施行する。
(役員及び評議員についての経過措置)
- 2 この寄附行為施行の際、現に役員又は評議員である者は、施行の日から60日以内に新たに選任される役員及び評議員が就任するまでは、その職務を行うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この寄附行為は、文部大臣認可の日（昭和62年12月23日）から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成3年2月6日）から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この寄附行為は、文部大臣認可の日（平成7年6月20日）から施行する。
(役員及び評議員についての経過措置)
- 2 この寄附行為施行の際、現に役員又は評議員である者は、施行の日から60日以内に新たに選任される役員及び評議員が就任するまでは、その職務を行うものとする。

附 則

- 1 この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成10年7月13日）から施行する。
(筑紫女学園短期大学の家政科の存続に関する経過措置)
- 2 筑紫女学園短期大学の家政科は、改正後の寄附行為第4条第1項第2号の規定にかかわらず、平成11年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成10年12月22日）から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成12年9月26日）から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成13年10月30日）から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成13年12月21日）から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この寄附行為は、平成16年9月28日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この寄附行為は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成18年3月31日）から施行する。

（評議員選任に関する経過措置）

2 前項の規定にかかわらず、変更後の寄附行為第25条第1項第1号の（一）から（四）までに規定する評議員の選任に係る事項については、平成18年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この寄附行為は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この寄附行為は、平成18年11月14日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成18年11月30日）から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この寄附行為は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この寄附行為は、平成22年10月18日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成23年8月25日）から施行する。

附 則

(施行期日)

平成26年1月28日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この寄附行為は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

平成27年1月29日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この寄附行為は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

平成28年1月28日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この寄附行為は、平成28年6月10日から施行する。

附 則

(施行期日)

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成28年8月31日）から施行する。

附 則

(施行期日)

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成30年2月5日）から施行する。

附 則

(施行期日)

令和2(2020)年3月18日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和2(2020)年4月1日から施行する。

(施行期日)

この寄附行為は、令和2(2020)年5月29日から施行する。